

## 昭和六十年法律第八十八号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

### 目次

第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置	第一節 総則（第一条～第三条）
第一節 業務の範囲（第四条）	第二節 事業の許可（第五条～第二十二条）
第二節 事業の許可（第五条～第二十二条）	第三節 補則（第二十三条～第二十五条）
第三章 派遣労働者の保護等に関する措置	第四章 紛争の解決（第二十六条～第二十九条）
第一節 労働者派遣契約（第二十六条～第二十九条）	第二節 派遣先の講ずべき措置等（第三十九条～第四十三条）
十九条の二	第四節 労働基準法等の適用に関する特例等（第四十四条～第四十七条の四）
派遣元事業主の講ずべき措置等（第三十条～第三十八条）	第五章 紛争の解決の援助等（第四十七条の五～第四十七条の七）
三十一条～第三十八条）	第六章 調停（第四十七条の八～第四十七条の十）
第二節 派遣先の講ずべき措置等（第三十九条～第四十三条）	第七章 紛争の解決（第四十七条の八～第四十七条の十）
十九条の二	第八章 紛争の解決の援助等（第四十七条の五～第四十七条の七）
派遣元事業主の講ずべき措置等（第三十条～第三十八条）	第九章 調停（第四十七条の八～第四十七条の十）
三十一条～第三十八条）	第十章 紛争の解決（第四十七条の五～第四十七条の七）
第二節 派遣先の講ずべき措置等（第三十九条～第四十三条）	第十一章 紛争の解決（第四十七条の五～第四十七条の七）
十九条の二	第十二章 調停（第四十七条の八～第四十七条の十）
派遣元事業主の講ずべき措置等（第三十条～第三十八条）	第十三章 紛争の解決（第四十七条の五～第四十七条の七）
三十一条～第三十八条）	第十四章 調停（第四十七条の八～第四十七条の十）

三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。

四 紹介予定派遣 労働者派遣のうち、第五条に規定する規定を除く。であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定その他の労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚の規定若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和

三 労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。

第二節 事業の許可  
(労働者派遣事業の許可)

第五条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所在地

三 労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地

四 第三十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

前項の申請書には、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（許可の欠格事由）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律

の規定その他の労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚の規定若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和

二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二の規定の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百四十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百五十六条、第一百五十九条若しくは第六六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第一百二条又は第一百三十三条の二若しくは第一百四十四条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなつた日から起算して五年を経過しない者）の規定その他の労働に関する法律に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚の規定若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和

七 第十四条第一項の規定による労働者派遣事業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十九号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十三条第一項の規定による労働者派遣事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

八 前号に規定する期間内に第十三条第一項の規定による労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この条において「暴力団員等」という。）

十 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十一 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十三 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

（許可の基準等）

第七条 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 当該事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われるもの（雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合において行われるもの）を除

二 申請者が、当該事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

三 個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる）こととなるものを含む。）をいう。（以下同じ。）を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられること。

四 前二号に掲げるもののほか、申請者が、当該事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

2 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（許可証）

第八条 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところに応じり、労働者派遣事業を行う事業所の数に応じて、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、とともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 労働者派遣事業を行う事業所ごとに備え付けたとどめに、当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならぬ。

（許可の条件）

第九条 第五条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

（許可の有効期間等）

第十条 第五条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

2 前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにつき、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第七条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第五条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

5 第五条第二項から第四項まで、第六条（第五号から第八号までを除く。）及び第七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

（変更の届出）

**第十一條** 派遣元事業主は、第五条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。この場合において、当該変更に係る事項が労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

第六条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

4 派遣元事業主は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第五条第一項の許可は、その効力を失う。

（許可の取消し等）

**第十二条** 削除

（事業の廃止）

**第十三条** 派遣元事業主は、当該労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めることにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第五条第一項の許可は、その効力を失う。

（許可の取消し等）

**第十四条** 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

1 第六条各号（第五号から第八号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。

三 第九条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

四 第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び次章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

三 第九条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

四 第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したとき。

厚生労働大臣は、派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第五十五条 派遣元事業主は、自己の名義をもつて、他人に労働者派遣事業を行わせてはならない。

第十六条から第二十二条まで 削除

第二十二条 第二節 捷則

(事業報告等)

第二十三条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならない。

派遣元事業主は、派遣労働者をこの法律の施行地外の地域に所在する事業所その他の施設において就業させるための労働者派遣(以下「海外派遣」という。)をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの



報を提供しなければならない。

解除に当たつては、当該労働者派遣に係る派遣労働者の新たな就業の機会の確保、労働者派遣をする事業主による当該派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担その他の当該派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じなければならない。

## 第二節 第三十條（特定有期雇派遺

即 派遣元事業主の講ずべき措置等  
用派遣労働者等の雇用の安定等)  
道元事業主は、その雇用する有期雇

間当該労働者派遣に係る労働に從事する見込みがある特定有期雇用派遣労働者に係る前項の規定の適用については、同項中「講ずるよう努めなければ」とあるのは、「講じなければ」とする。

合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、その雇用する派遣労働者の待遇（第四十条第二項の教育訓練、同条第三項の福利厚生施設その他の厚生労働省令で定めるものに係るもの）を除く。（以下この項において同じ。）について、次に掲げる事項を定めたときは、前条の規定は、第一号に掲げる範囲に属する派遣労働者の待遇については適用しない。ただし、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる事項であつて当該協定で定めたものを遵守していない場合又は第三号に関する当該協定の定めによる公正な評価に取り組んでいない場合は、この限りでない。

派遣先は、第七項の情報に変更があつたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、派遣元事業主に対し、当該変更の内容に関する情報を提供しなければならない。

（契約の解除等）

第11条 派遣先は、当該労働者の派遣を受けようとする者及び派遣先は、当該労働者の派遣に関する料金の額について、派遣元事業主が、第三十条の四第四項の協定に係る労働者派遣以外の労働者派遣においては第三十条の三の規定、同項の協定に係る労働者派遣においては同項第二号から第五号までに掲げる事項に関する協定の定めを遵守することができるものとなるよう配慮しなければならない。

るものとして厚生労働省令で定めるもの（以下「特定有期雇用派遣労働者」という。）その他雇用の安定を図る必要性が高いと認められる者として厚生労働省令で定めるもの又は派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者であつて雇用の安定を図る必要性が高いと認められるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「特定有期雇用派遣労働者等」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号の措置を講ずるよう努めなければならない。

一 派遣先に対し、特定有期雇用派遣労働者に対する労働契約の申込みをすることを求めること。

**第三十条の三** 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する派遣先に雇用される通常の労働者の待遇との間において、当該派遣労働者及び通常の労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理であつて違法である旨を設けることはな

三 に從事する一般の労働者の平均的な賃金額として厚生労働省令で定めるものと同等以上の賃金の額となるものであること。

口 派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項の向上があつた場合に賃金が改善されるものであること。

派遣元事業主は、前号に掲げる賃金の決定

は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として、労働者派遣契約を解除してはならない。

**第二十八条** 労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該派遣就業に關し、この法律又は第四節の規定により適用される法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。第三十一条及び第四十条の六第一項第五号において同じ。）に違反した場合においては、当該労働者派遣を停止し、又は当該労働者派遣契約を解除することができる。

**第二十九条** 労働者派遣契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

二 派遣労働者として就業させることができるように就業（その条件が、特定有期雇用派遣労働者等の能力、経験その他厚生労働省令で定める事項に照らして合理的なものに限る。）の機会を確保するとともに、その機会を特定有期雇用派遣労働者等に提供すること。

三 派遣労働者以外の労働者として期間を定めないで雇用することができるよう雇用の機会を確保するとともに、その機会を特定有期雇用派遣労働者等に提供すること。

四 前三号に掲げるもののほか、特定有期雇用派遣労働者等を対象とした教育訓練であつて雇用の安定に特に資すると認められるものとして厚生労働省令で定めるものとの併用

2 して、不合理と詰められる付連を語りてはならぬ。  
派遣元事業主は、職務の内容が派遣先に雇用される通常の労働者と同一の派遣労働者であつて、当該労働者派遣契約及び当該派遣先における慣行その他の事情からみて、当該派遣先における派遣就業が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該派遣先との雇用関係が終了するまでの全期間における当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されることが見込まれるものについては、正当な理由がなく、基本給賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に對応する当該通常の労働者の待遇に比して

かべてのみその效力を生ずる。  
（労働者派遣契約の解除に当たつて講ずべき措置）

2  
の安定を図るために必要な措置として厚生労働省令で定めるものと講ずること。

**第三十条の四** 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合が不利なものとしてはならない。





- 五 当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務に係る労働者派遣の前項の派遣可能期間（以下「派遣可能期間」という。）は、三年とする。
- 3 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して労働者派遣（第一項各号のいずれかに該当するものを除く。以下この項において同じ。）の役務の提供を受けようとするときは、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務に係る労働者派遣の役務の提供が開始された日（この項の規定により派遣可能期間を延長した場合にあつては、当該延長前の派遣可能期間が経過した日）以後当該事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について第一項の規定に抵触することとなる最初の日の一月前の日までの間（次項において「意見聴取期間」という。）に、厚生労働省令で定めるところにより、三年を限り、派遣可能期間を延長することができる。当該延長に係る期間が経過した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。
- 4 派遣先は、派遣可能期間を延長しようとするときは、意見聴取期間に、厚生労働省令で定めることにより、過半数労働組合等（当該派遣先の事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者をいう。次項において同じ。）の意見を聴かなければならぬ。
- 5 派遣先は、前項の規定により意見を聴かれた過半数労働組合等が異議を述べたときは、当該事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、延長前の派遣可能期間が経過することとなりて、派遣可能期間の延長の理由その他の厚生労働省令で定める事項について説明しなければならない。
- 6 派遣先は、第四項の規定による意見の聴取及び前項の規定による説明を行ふに当たつては、この法律の趣旨にのつとり、誠実にこれらを行うように努めなければならない。

- 7 派遣先は、第三項の規定により派遣可能期間を延長したときは、速やかに、当該労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該事業所その他の派遣就業の場所ごとの業務について第一項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。
- 8 厚生労働大臣は、第一項第二号、第四号若しくは第五号の厚生労働省令の制定又は改正をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 第四十条の三 派遣先は、前条第三項の規定により派遣可能期間が延長された場合において、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）の役務の提供を受けた場合は、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 第四十条の四 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの同一の業務について派遣元事業主から継続して一年以上の期間同一の特定有期雇用派遣労働者に係る労働者派遣（第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）の役務の提供を受けた場合は、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬ。

- 2 派遣先の事業所その他の派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して三年間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある特定有期雇用派遣労働者（継続して就業することを希望する者として厚生労働省令で定めるものに限る。）に係る前項の規定の適用については、同項中「労働者派遣」とあるのは「労働者派遣（第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）と、「通常の労働者」とあるのは「労働者」とする。
- 3 第四十一条の四 派遣先は、当該派遣先の事業所その他の派遣就業の場所における組織単位ごとの同一の業務について派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）の役務の提供を受けた場合は、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者（国（行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）を含む。次条において同じ。）及び地方公共団体（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）の機関を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つた場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対する報酬（以下この条において「派遣実施期間」という。）が経過した日以後労働者を雇い入れようとするときは、当該同一の業務に労働者を従事させるため、当該労働者派遣の役務の提供を受けた期間（以下この条において同じ。）が経過した日以後労働者を雇い入れようとするときは、当該同一の業務に派遣実施期間継続して従事した特定有期雇用派遣労働者（継続して就業することを希望する者として厚生労働省令で定めるものに限る。）を、遅滞なく、雇い入れるように努めなければならない。

- 4 第四十一条の七 労働者派遣の役務の提供を受ける者が国又は地方公共団体の機関である場合であつて、前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行つた場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該行為が終了した日から一年を経過するまでの間に、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該国又は地方公共団体の機関において当該労働者派遣に係る業務と同一の業務に従事することを求めるときは、当該国又は地方公共団体の機関は、同項の規定の趣旨を踏まえ、当該派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）その他関係法令の規定に基づく採用その他の適切な措置を講じなければならない。
- 5 第四十一条の八 前項に規定する求めを行つた派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣に係る国又は地方公共団体の機関から求めがあ

**第四十条の八** 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者又は派遣労働者からの求めに応じて、労働者派遣の役務の提供を受ける者の行為が、第四十条の六第一項各号のいずれかに該当する行為を行った時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

**第二** 厚生労働大臣は、第四十条の六第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者が当該申込みを承諾した場合において、同項の規定により当該労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が当該派遣労働者を就労させない場合には、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該派遣労働者の就労に関する必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

**第三** 厚生労働大臣は、前項の規定により、当該派遣労働者を就労させるべき旨の勧告をした場合において、その勧告を受けた第四十条の六第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。  
(離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止)

**第四十条の九** 派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合において、当該労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して一年を経過するまでの間は、当該派遣労働者(雇用の機会の確保が特に困難であり、その雇用の継続等を図る必要があると認められる者として厚生労働省令で定める者を除く。)に係る労働者派遣の役務の提供を受けとはならない。

**二** 派遣先は、第三十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば前項の規定に抵触することとなるときは、速やかに、その旨を当該労働者派遣をしようとする派遣元事業主に通知しなければならない。  
(派遣先責任者)

ところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

**第四十三条** 第三十九条の規定は、労働者派遣の役務の提供を受ける者であつて派遣先以外のものについて準用する。

り」と、「とした労働者」とあるのは「とした労働者であつて、当該労働者に係る労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約に基づきこの条の規定による労働時間により労働させることができるもの」と、「当該事業場の」とあるのは「派遣元の使用者が、当該派遣元の事業場において「事業場」と、同法第三十六条第一項中「当該事業場に」とあるのは「派遣元の使用者が、当該事業場に」とあるのは「派遣元の使用者が、当該事業場に」とあるのは「派遣元の使用者が、当該事業場に」とあるのは「協定をし、及び」とあるのは「協定をし、及び」とする。

3 労働者派遣をする事業主の事業（以下この節において「派遣元の事業」という。）の労働基準法第十条に規定する使用者（以下この節において「派遣元の使用者」という。）は、労働者派遣をする場合であつて、前項の規定により当該労働者派遣の役務の提供を受ける事業主の事業の同条に規定する使用者とみなされることとなる者が当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める派遣就業の条件に従つて当該労働者派遣に係る派遣労働者を労働させたならば、同項の規定により適用される同法第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第四十条、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十四条の三若しくは第一百四十二条第三項の規定又はこれらの規定に基づいて発する命令の規定（次項において「労働基準法令の規定」という。）に抵触することとなるときにおいては、当該労働者派遣をしてはならない。

4 派遣元の使用者が前項の規定に違反したときは（当該労働者派遣に係る派遣中の労働者に関する第二項の規定により当該派遣先の事業の労働基準法第十条に規定する使用者とみなされる者において当該労働基準法令の規定に抵触することとなつたときに限る。）は、当該派遣元の使用者は当該労働基準法の規定に違反したものとみなして、同法第一百八十八条、第一百九十九条及び第二百二十一条の規定を適用する。

5 前各項の規定による労働基準法の特例については、同法第三十八条の二第二項中「当該事業場」とあるのは「当該事業場（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二十三条の二に規

定する派遣就業にあつては、労働者派遣法第四十四条第三項に規定する派遣元の事業の事業場」とと、同法第三十八条の三第一項中「就かせたとき」を「就かせたとき（派遣先による者をいう。以下同じ。）が就かせたときを含む。」と、同法第九十九条第一項から第三項までは、第二項の規定により同条第一項に規定する派遣先の事業の第十条に規定する使用者とみなされる者をいう。以下同じ。」が就かせたときを含む。」と、同法第一百四十四条の規定」と、同法第一百二条第一項、第一百四条第二項、第一百四条の二、第一百五十五条の二、第一百六条第一項及び第三項並びに第百四条の二中「この法律」とあるのは、「この法律及び労働者派遣法第四十四条の規定」と、同法第一百二条第一項、第一百四条第二項、第一百四条の二、第一百五十五条の二、第一百六条第一項及び第三項並びに第百九条中「使用者」とあるのは、「使用者（派遣先の使用者を含む。）」と、同法第一百二条中「この法律違反の罪」とあるのは、「この法律（労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第三項の規定」と、同法第一百六条第一項中「この法律（労働者派遣法第四十四条の規定による第百八十八条、第一百九条及び第二百二十二条の罪を含む。）」と、同法第一百四条第一項中「この法律又はこの法律に基いて発する命令」とあるのは、「この法律若しくはこの法律に基いて発する命令の規定（労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第三十八条の四第一項及び同条第五項（第四十一条の二第三項において準用する場合を含む。）並びに第四十一条の二第一項に規定する決議」とあるのは、「協定並びに第三十八条の四第一項及び同条第五項（第四十一条の二第三項において準用する場合を含む。）並びに第四十一条の二第一項に規定する決議（派遣先の使用者にあつては、この法律及びこれに基づく命令の要旨）と、同法第一百二条中「この法律及びこの法律に基いて発する命令」とあるのは、「この法律及びこの法律に基いて発する命令の規定（労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）並びに同条第三項の規定」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

(労働安全衛生法の適用に関する特例等)  
**第四十五条** 労働者がその事業における派

(労働安全衛生法の適用に関する特例等)  
**第四十五条** 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行った者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二条第三号)に規定する事業者をいう。以下の条において同じ。)と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行った者にもまた使用される労働者とみなして、同法第三条第一項、第四条、第十一条、第十二条から第十三条(第二項及び第三項を除く。)まで、第十三条の二、第十三条の三、第十八条、第十九条の二、第五十九条第二項、第六十条の二、第六十二条、第六十六条の第五项、第六十九条及び第七十条の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第十条第一項中「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下単に「労働者派遣法」という。)第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。)」と、「次の一項の業務」とあるのは「次の業務(労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下単に「派遣中の労働者」という。)に関する規定により適用される場合を含む。)」と、「次の一項の業務」とあるのは「次の業務(労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下単に「派遣中の労働者」という。)に関する規定による健康診断(同条第二項後段の規定による健康診断であつて厚生労働省令で定めるものを含む。)及び当該健康診断に係る同条第四項の規定による健康診断並びにこれら健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断に係るものに限る。)及び第五号の業務(厚生労働省令で定めるものに限る。)を除く。」と、「第十二条第一項及び第十二条の二において、派遣先安全管理業務」という。)」と、同法第十二条第一項及び第十二条の二中「第十条第一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全管理業務」と、第十二条第一項及び第十二条の二第二項「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項各号」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項」とあるのは「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(派遣中の労働者を派遣する場合を含む。)」と、「同条第一項各号」とあるのは「

者に關しては、當該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。第四項及び第五項、次条並びに第十三条の三において」と、同条第四項中「定めるもの」とあるのは「定めるもの（派遣中の労働者に關しては、當該情報のうち第一項の厚生労働省令で定めるものに關するものに限る。）と、同法第十八条第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項（派遣中の労働者に關しては、當該事項のうち厚生労働省令で定めるもの）」とする。

その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に關する労働安全衛生法第十一条第一項、第十二条第一項、第十二条の二、第十三条第一項及び第四項並びに第十八条第一項の規定の適用については、同法第十条第一項中「次の業務」とあるのは「次の業務（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に關する法律（以下「労働者派遣法」という。）第十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）に關しては、労働者派遣法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定により労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行つ者がその選任する総括安全衛生管理者に總括管理させる業務を除く。第十二条第一項及び第十二条の二において「派遣元安全衛生管理制度」であるのは「派遣元安全衛生管理業務」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下」とあるのは「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（派遣中の労働者に關しては、當該事項のうち厚生労働省令で定めるものに限る。）と、同法第十八条第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項（派遣中の労働者に關しては、當該事項のうち厚生労働省令で定めるものに限る。）」とする。

条の四中「第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」とあるのは「第六十六条第二項前段若しくは後段（派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を含む。）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三項、第四項（第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項ただし書（第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。）」と、同法第六十六条の八の中「第六十六条の八第一項」とあるのは「派遣元の事業（労働者派遣法第四十四条第三項に規定する派遣元の事業をいう。）」の事業者が、第六十六条の八第一項」とする。

8 第一項、第三項及び第四項に定めるもののほか、労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、労働安全衛生法第五条第一項中「事業者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者（以下「派遣先の事業者」という。）を含む。）」と、同条第四項中「当該事業の事業者」とあるのは「当該事業の事業者又は労働者派遣法第四十五条の規定により当該事業の事業者とみなされる者」と、「当該代表者のみが使用する」とあるのは「当該代表者が使用し、かつ、当該事業の事業者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第十六条第一項中「第十五条第一項又は第三項」とあるのは「労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される第十五条第一項又は第三項」と、同法第十九条及び同条第四項において準用する同法第十七条第四項中「事業者」とあるのは「派遣先の事業者」と、同法第十九条第一項中「第十七条及び前条」とあるのは「労働者派遣法第四十五条の規定による派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に関する労働安全衛生法第十九条第一項並びに同条第四項において準用する同法第十七条第四項及び第五項中「労働者」とあるのは「労働者（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を含む。）」として、これらの規定を適用する。

第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者（第八項の規定により読み替えて適用される労働安全衛生法第五条第四項の規定により当該者とみなされる者を含む。）は、当該派遣中の労働者に対し第三項の規定により適用される同法第六十六条第二項、第三項若しくは第四項の規定による健康診断を行つたとき、又は当該派遣中の労働者から同条第五項の規定に基づいてこれらの健康診断の結果を証明する書面の提出があつたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該派遣中の労働者に係る第六十六条の三の規定による記録に基づいてこれらの健康診断の結果を記載した書面を作成し、当該派遣元の事業者に送付しなければならない。

前項の規定により同項の書面の送付を受けた派遣元の事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面を保存しなければならない。

前二項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十九項の者は、当該派遣中の労働者に対し第三項の規定により適用される労働安全衛生法第六十六条の四の規定により医師又は歯科医師の意見を聴いたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該意見を当該派遣元の事業者の事業者に通知しなければならない。

前各項の規定による労働安全衛生法の特例については、同法第九条中「事業者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者（以下「派遣先の事業者」という。）」を含む。以下この条において同じ。）、一と、同法第二十八条第四項、第三十二条第一項から第四項まで、第三十三条第一項、第三十四条、第六十三条、第六十六条の五第三項、第七十条の二第二項、第七十一条の三第二項、第七十七条の四、第九十三条第一項及び第三項、第九十七条第二項、第九十八条第一項、第九十九条第一項、第九十九条の二第一項及び第二項、第一百条から第二百二条まで、第一百

三条第一項、第二百四条第一項、第二項及び第四項、第一百六条第一項並びに第八百八条の二第三項中「事業者」とあるのは「事業者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十一条第一項中の「の労働者」とあるのは「の労働者（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）を含む。）」と、同法第三十二条第一項（二）、第三十二条第四項、第六項及び第七項中「労働者」とあるのは「労働者（派遣中の労働者を含む。）」と、同法第三十三条の四及び第五条の規定により適用される場合を含む。）又は第九十七条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定」と、同法第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第九十条、第九十一条第一項及び第一百零一条中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十五条の規定」と、同法第九十条の規定により適用される場合を含む。）に違反する罪（同条第七項の規定による第一百九十二条中「この法律の規定に違反する罪」とあるのは「この法律の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）に違反する罪（同条第七項の規定による第一百九十二条中「この法律の規定により適用される場合を含む。）及び労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百一条第一項中「この法律」とあるのは「第三十四条の規定」と、同法第九十八条第一項中「第三十四条の規定」とあるのは「第三十四条の規定（労働者派遣法第四十五条の規定を含む。）」と、同法第一百三十三条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百四条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百五条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」又は同条第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定を除く。）」と、同法第一百五十五条第一項中「第二章の規定を除く。」とあるのは「第二章の規定を除く。」及び労働者派遣法第四十五条の規定」として、これらの規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。

第

10 of 10

第一項の規定によりじん肺法の規定を適用する場合には、同法第十条中「事業者は、じん肺診断を」、「健康診断を」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣先の事業（以下単に「派遣先の事業」という。）を行つた者が同法第四十六条第一項に規定する派遣中の労働者に対するじん肺健康診断を」と、「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の派遣先の事業

7

を行ふ者が同条第一項に規定する派遣中の労働者又は同項に規定する派遣中の労働者であつた者は又は同項に規定する派遣中の労働者であつた者は、同法第六十六条第一項又は第二項の「労働衛生法第六十六条第一項又は第二項の」とあるのは、「派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の、労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第二項の」と、同法第三十五条の二中「この法律」とあるのは、「この法律（労働者派遣法）」とする。

---

“  
6

(じん肺法の適用に関する特例等)

**四十六条** 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業で、(じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第二条第一項第三号に規定する粉じん作業(以下この条において単に「粉じん作業」という。)に係るもの)に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者(当該派遣先の事業において、常時粉じん作業に従事している者及び常時粉じん作業に従事したことのある者に限る。以下第四項まで及び第七項において同じ。)を使用する同法第二条第一項第五号に規定する事業者(以下この条において単に「事業者」という。)と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行いう者に使用される労働者とみなして、同法第五条から第九条の二まで、第十一条から第十四条まで、第十五条第三項、第十六条から第十七条まで及び第三十五条の二の規定(これらの規定による罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第九条の二第一項中、「離職」とあるのは、「離職(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十六条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供の終了。(以下この項において同じ。)」と、同法第三十五条の二中「この法律」とあるのは、「この法律(労働者派遣法第四十六条の規定を含む。)」とする。

その事業に使用する労働者が派遣先の事業(粉じん作業に係るものに限る。)における派遣就業のためには、(じん肺法の適用について)は、(当該派遣元の事業の事業者は当該派遣中の労働者を使用しないものと、当該派遣中の労働者は当該派遣元の事業の事業者に使用されないものとみなす。)

---

Journal of Management Education

第一項の規定によりじん肺法の規定を適用する場合には、同法第十条中「事業者は、じん肺の健康診断を」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣先の事業（以下単に「派遣先の事業」という。）を行なう者が同法第四十六条第一項に規定する派遣中の労働者に対する労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の規定を適用する」とあるのは「同法第四十四条第三項に規定する派遣中の労働者に対する労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の規定を適用する」。

粉じん作業に係る事業における派遣中の労働者派遣就業に関する規定は、当該派遣元の事業を行なう者（事業者に該当する者を除く。次項及び第六項において同じ。）を事業者と、当該派遣中の労働者を使用者とみなして、じん肺法第二十二条の二から第二十二条の二の規定（同法第二十一条まで及び第二十二条の二の規定（同法第二十二条の二の規定を含む。）を適用する。

粉じん作業に係る事業において常時粉じん作業に従事したことのある労働者であつて現に派遣元の事業を行なう者に雇用されるもののうち、常時粉じん作業を行なう者を事業者とみなして、じん肺法第八条から第十四条まで、第十五条第三項、第十六条から第十七条まで、第二十条の二、第二十二条の二及び第三十五条の二の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第十条中「事業者は、じん肺の健康診断を」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第三項に規定する派遣先の事業（以下単に「派遣元の事業」という。）を行なう者が同法第四十六条第一項に規定する派遣中の労働者に対する労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の規定を適用する」とあるのは「同法第四十四条第三項に規定する派遣中の労働者に対する労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の規定を適用する」。

九一七勸爭過

6

第一項の規定によりじん肺法の規定を適用する場合には、同法第十条中「事業者は、じん肺の健康診断を」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣先の事業（以下単に「派遣先の事業」という。）を行なう者が同法第四十六条第一項に規定する派遣中の労働者に対してじん肺健康診断を」と、「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項のとあるのは「同法第四十四条第三項に規定する派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の、派遣先の事業を行う者があつては同条第二項の」として同条の規定を適用する。

粉じん作業に係る事業における派遣中の労働者の派遣就業に関しては、当該派遣元の事業を行なう者（事業者に該当する者を除く。次項及び第六項において同じ。）を事業者と、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣元の事業を行なう者（事業者とみなして、じん肺法第二十条の二から第二十一条まで及び第二十二条の二の規定（同法第二十二条の規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

粉じん作業に係る事業における派遣中の労働者の派遣就業に関しては、派遣元の事業を行なう者（事業者とみなして、じん肺法第二十二条の二の規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

3

を行ふ者が同条第一項に規定する派遣中の労働者又は同項に規定する派遣中の労働者であつた者は、当該通知の内容を記載した書面を作成し、当該派遣元の事業を行う者に送付しなければならない。

衛生法第六十六条第一項又は第二項の」とあるのは「派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十一条第二項の」と、同法第三十五条の二中「この法律」であるのは「この法律（労働者派遣法第四十六条の規定を含む。）」とする。

第一項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者は、当該派遣中の労働者に対してじん肺健康診断を行つたとき又は同項の規定により適用されるじん肺法第十一条の規定により当該派遣中の労働者からじん肺健康診断の結果を証明する書面その他の書面の提出を受けたときによつては、厚生労働省令で定めるところにより、当該派遣中の労働者に係る同項の規定により適用される同法第十七条第一項の規定により作成した記録に基づいて当該じん肺健康診断の結果を記載した書面を作成し、第一項の規定により適用される同法第十四条第一項（同法第十五条第三項、第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときによつては、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知の内容を記載した書面を作成し、当該派遣元の事業を行う者に送付し

144

第一項の規定によりじん肺法の規定を適用する場合に、同法第十条中「事業者は、じん肺健康診断を行なう者」があるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣先の事業（以下単に「派遣先の事業」という。）を行なう者が同法第四十六条第一項に規定する派遣中の労働者に対するじん肺健康診断を」と、「半導体装置の製造等の労働者に対するじん肺健康診断を」と、同法第六十六条第一項又は第二項の「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の規定による労働安全衛生法第六十六条第一項とあるのは「同法第四十四条第三項に規定する派遣中の労働者に対するじん肺健康診断を」とあるのは「同法第四十四条第三項に規定する派遣中の労働者に対するじん肺健康診断を」とあるのは「同法第四十六条第一項とあるのは「同法第六十六条第一項又は第二項の、派遣先の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の、派遣先の事業を行う者にあつては同条第二項の」として同条の規定を適用する。

粉じん作業に係る事業における派遣中の労働者の派遣就業に関しては、当該派遣元の事業を行なう者（事業者に該当する者を除く。次項及び第六項において同じ。）を事業者と、当該派遣中の労働者を事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を事業を行う者とみなして、じん肺法第二十条の二から第二十一条まで及び第二十二条の二の規定（同法第二十二条の二の規定を含む。）を適用する。

粉じん作業に係る事業における派遣中の労働者の派遣就業に関しては、派遣元の事業を行なう者（事業者とみなして、じん肺法第二十二条の二の規定を含む。）を適用する。

粉じん作業に係る事業において常時粉じん作業に従事する労働者である労働者であつて現に派遣元の事業を行なう者に雇用されるもののうち、常時粉じん作業に従事する労働者以外の者（当該派遣元の事業において現に粉じん作業以外の作業に従事する労働者）の事業を行なう者は、じん肺法第二十二条の二の規定（同条の規定を含む。）を適用する。

带九

1

第一項の規定によりじん肺法の規定を適用する場合には、同法第十条中「事業者は、じん肺法による健康診断を」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣先の事業（以下単に「派遣先の事業」という。）を行ふ者が同法第四十六条第一項に規定する派遣中の労働者に対する労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の事業を行う者にあつては同条第二項の」として同条の規定を適用する。

粉じん作業に係る事業における派遣中の労働者の派遣就業に関しては、当該派遣元の事業を行ふ者（事業者に該当する者を除く。次項及び第六項において同じ。）を事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を当該使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、じん肺法第二十条の二から第十一条まで及び第二十二条の二の規定（同法第二十一条の規定（同条の規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

粉じん作業に係る事業において常時粉じん作業に従事したことのある労働者であつて現に派遣元の事業を行ふ者を事業者とみなして、じん肺法第二十二条の二の規定（同条の規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

粉じん作業に係る事業における派遣中の労働者の派遣就業に関しては、派遣元の事業を行ふ者（事業者に該当するものうち、常時粉じん作業に従事する労働者以外の者（当該派遣元の事業において現に粉じん作業以外の作業に常時従事している者を除く。）については、当該

四三

9  
者又は同項に規定する派遣中の労働者であつた者は、当該派遣元の事業を行つては労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の「労働者に対するじん肺健康診断を」と「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の」とあるのは、「一派遣元の事業を行う者は、当該派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者は、当該派遣中の労働者に対するじん肺健康診断を行つたとき又は同項の規定により適用されるじん肺法第十一條第一項第一項の規定により作成した記録に基づいて該当該派遣中の労働者からじん肺健康診断の結果を証明する書面その他の書面の提出を受けたときにつき、厚生労働省令で定めるところにより、当該派遣中の労働者からじん肺健康診断の結果を記載した書面を作成し、第一項の規定により適用される同法第十七条に係る同項の規定により該当該派遣中の労働者からじん肺健康診断の結果を記載した書面を作成し、第一項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。」の規定による通知を受けたときには、厚生労働省令で定めるところによつては、当該通知の内容を記載した書面を作成し、当該派遣元の事業を行う者に送付しなければならない。  
前項の規定により同項の書面の送付を受けた者は、当該派遣元の事業を行う者は、厚生労働省令で定めることにより、当該書面を保存しなければならない。

前項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

法人的代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

前各項の規定によるん肺法の特例について、同法第三十二条第一項中「事業者」とあるのは、「事業者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十六条の規定により事業者とみなされた者を含む。第三十五条の第三項、第二項及び第四項、第四十三条の二第二項並びに第四十四条において「事業者等」という。)」と、同法第三十五条の第三項、第二項及び第四項中「事業者」とあるのは、「事業者等」と、同条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは、「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十六条の規定により適用される場合を含む。)」又は同条第七項から第九項までの規定若しくはこれらに基づく命令の規定」とあるのは、「この法律」と、同法第三十九条第一項及び第三項中「この法律」とあるのは、「この法律(労働者派遣法第十四条の規定により適用される場合を含む。)」と、同法第四十条第一項中「粉じん作業を行う事業場」とあるのは、「粉じん作業を行う事業場(労働者派遣法第四十六条の規定により適用される場合を含む。)」と、同法第四十一条及び第四十二条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律及び労働者派遣法第四十六条の規定」と、同法第四十三条中「この法律の規定に違反する罪」とあるのは、「この法律の規定に違反する罪」とあるのは、「この法律の規定(労働者派遣法第四十六条の規定により適用される場合を含む。)」に違反する罪並びに同条第十項及び第十一項の罪」と、同法第四十三条の二第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは、「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十六条の規定により適用される場合を含む。)」に違反する罪並びに同条第十項及び第十一項の罪」と、同法第四十三条の七項から第九項までの規定若しくはこれらに基づく命令の規定」とあるのは、「この法律若しくはこれに基づく命令の規定」とあるのは、「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十六条の規定により適用される場合を含む。)」又は同条第十一項中「この法律の規定に違反する罪」とあるのは、「この法律の規定に違反する罪」とあるのは、「この法律の規定(労働者派遣法第四十六条の規定により適用される場合を含む。)」

法第四十四条中「事業者」とあるのは「事業者等として、これらの規定（これらに係る罰則の規定を含む。）を適用する。

派遣元の事業を行う者が事業者に該当する場合であつてその者が派遣中の労働者に対しても、じん肺健康診断を行つたときにおけるじん肺法第十条の規定の適用については、同条中「事業者は」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第三項に規定する派遣元の事業（以下単に「派遣元の事業」という。）を行つ者が」と、「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の」とあるのは「派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の、労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣労働者派遣法第六十六条第一項の」である。

この条の規定によりじん肺法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的の説明は、その他必要な事項は、命令で定める。

（作業環境測定法の適用の特例）

**第四十七条** 第四十五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者は、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第一号に規定する事業者に含まれるものとして、同法第一章、第八条第二項（同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四章及び第五章の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「労働安全衛生法第六十五条第一項」とあるのは、「労働安全衛生法第六十五条第一項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。次条において同じ。」とする。

第四十五条の規定により適用される労働安全衛生法若しくは同法に基づく命令の規定、同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらに規定に基づく命令の規定又は前項の規定により適用される作業環境測定法若しくは同法に基づく命令の規定に違反した者に関する規定の規定について、同法第六条第三号中「この法律又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定」とあるのは「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）の規定を含む。」を適用する。

運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条规定又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。）又は労働者派遣法第四十五条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定と、同法第二十一條第二項第五号イ（同法第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。）中「この法律又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定」とあるのは「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。）又は労働者派遣法第四十五条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第二十三条第二項（同法第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条第四項中「この法律若しくは労働安全衛生法（これらに基づく命令又は処分を含む。）」とあるのは「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。）」、これらの規定により適用される場合は「この法律若しくはこれらに基づく命令の規定」と、同法第三十二条第三項及び第三十四条规定「この法律若しくは作業環境測定法又はこれらに基づく命令」とあるのは「この法律若しくは作業環境測定法若しくはこれらに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。）又は労働者派遣法第四十五条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令」とする。

3 この条の規定により作業環境測定法の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例）

**第四十七条の二** 労働者派遣の役務の提供を受けた者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百

が派遣先に対して申し出た苦情の内容が当該派遣先から通知されたときは、その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

2 派遣先は、第四十条第二項及び第三項に定める事項に関する、派遣労働者から苦情の申し出を受けたときは、その自主的な解決を図るように努めなければならない。  
(紛争の解決の促進に関する特例)

#### 第四十七条の六 前条第一項の事項についての派遣労働者と派遣元事業主との間の紛争及び同条第二項の事項についての派遣労働者と派遣先との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百二号)第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第四十七条の十までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

**第四十七条の七** 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 派遣元事業主及び派遣先は、派遣労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

#### 第二節 調停

##### (調停の委任)

**第四十七条の八** 都道府県労働局長は、第四十七条の六に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

前条第二項の規定は、派遣労働者が前項の申請をした場合について準用する。

**第四十七条の九** 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十九条の二又は第三十条第二項の規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「事務官」である。

2 厚生労働大臣は、派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第四十七条の八第一項と、同法第二十条中「事業場」とあるのは「事務官」である。

2 厚生労働大臣は、第二十三条第三項、第二十条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反した派遺事業の適正な運営の確保

業所」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十七条の六」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)  
この節に定めるもののほか、調停の手続に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第五章 雜則

##### (事業主団体等の責務)

**第四十七条の十一** 派遣元事業主を直接又は間接の構成員(以下この項において「構成員」という。)とする団体(次項において「事業主団体」という。)は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者に対する構成員に対し、必要な助言、協力を行うよう努めるものとする。

(指針)

**第四十七条の十二** 厚生労働大臣は、第二十四条の三及び第三章第一節から第三節までの規定により派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

##### (指導及び助言等)

**第四十八条** 厚生労働大臣は、この法律(第三章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。)の施行に關する必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

##### (公表等)

**第四十九条の二** 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、第四条第三項、第二十四条の二、第二十六条第七項若しくは第十四条の二第一項、第四項若しくは第五項、第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項、第四十条の三若しくは第四十条の九第一項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して第四十八条第一項の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれららの規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、第四条第三項、第四十四条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める場合(第七条第一項第一号の厚生労働省令で定める場合を除く。)において必要があると認めると、当該労働者派遣事業の目的及び内容を変更するのを「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第四十七条の八第一項」と、同法第二十条中「事業場」とあるのは「事務官」とある。

2 厚生労働大臣は、労働力需給の適正な調整を図るために、労働者派遣事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われている場合(第七条第一項第一号の厚生労働省令で定める場合を除く。)において必要があると認めると、当該労働者派遣事業の目的及び内容を変更するのを「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第四十七条の八第一項」と、同法第二十条中「事業場」とあるのは「事務官」とある。

2 厚生労働大臣は、第二十三条第三項、第二十条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反した派遺事業の適正な運営及び適正な派遣就業の確保

は、助言をした場合において、当該派遣元事業主がなお第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したときは、当該派遣元事業主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(厚生労働大臣に対する申告)  
この節に定めるもののほか、調停の手続に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に關しこの法律(第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。)その他の労働に関する法律の規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ぜることができる。

2 厚生労働大臣は、派遣先が第四条第三項の規定に違反している場合において、同項の規定に違反している派遣就業を継続させることができると認めると、当該派遣先に労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該派遣就業に係る労働者派遣契約による労働者派遣の停止を命ぜることができる。

(公表等)

**第五十条** 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者に對し、必要な事項を報告させることができる。

(報告)

**第五十一条** 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者に對し、必要な事項を報告させることができる。

(立入検査)

**第五十二条** 公共職業安定所は、派遣就業に関する事項について、労働者等の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができる。

(労働者派遣事業適正運営協力員)

**第五十三条** 厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、労働者派遣事業の運営及び派遣就業について専門的な知識経験を有する者のうちから、労働者派遣事業適正運営協力員を委嘱することができる。

2 厚生労働大臣は、第二十三条第三項、第二十条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反した派遺事業の適正な運営及び適正な派遣就業の確保

は、助言をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(厚生労働大臣に対する申告)  
この節に定めるもののほか、調停の手続に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第四十九条の三 労働者派遣をする事業主又は労働者派遣の役務の提供を受ける者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、派遣労働者は、その事実を申告することができる。

2 労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者は、前項の申告をしたこと

を指示することができる。







(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から二まで 略

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第一百条まで、第一百三条、第一百五十五条から第一百八十三条まで、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十三条规定並び第七十七条の二の改正規定を除く。) 並びに次条から附則第五条まで、附則第四十四条(第六号を除く。) 及び第五十一条の規定、附則第五十三条中雇用対策法(昭和四十一年法律第三百三十二号)第四条第三項の改正規定、附則第五十五条第一項の規定並びに附則第五十七条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「第二十条第四項」の下に「第二十一条第四項」四項及び「を加え、「第二十一条第四項」を削る改正規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第

二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十五条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定、公布の日から施行する。

二 第二条の規定並びに附則第十一条及び第十九号抄

三 第一条の規定(入管法第二十三条规定を含む。)、第五十三条第三項、第七十六条及び第七十七条の二の改正規定を除く。)並びに次条から附則第五条まで、附則第四十四条(第六号を除く。)及び第五十一条の規定、附則第五十三条中雇用対策法(昭和四十一年法律第三百三十二号)第四条第三項の改正規定、附則第五十五条第一項の規定並びに附則第五十七条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「第二十条第四項」の下に「第二十一条第四項」四項及び「を加え、「第二十一条第四項」を削る改正規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第

の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」と、「同条第九号」とあるのは「同条第五号」とする。

附 則 (平成二四年四月六日法律第二十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定、公布の日から施行する。

二 第二条の規定並びに附則第十一条及び第十九号抄

三 第一条の規定(入管法第二十三条规定を含む。)、第五十三条第三項、第七十六条及び第七十七条の二の改正規定を除く。)並びに次条から附則第五条まで、附則第四十四条(第六号を除く。)及び第五十一条の規定、附則第五十三条中雇用対策法(昭和四十一年法律第三百三十二号)第四条第三項の改正規定、附則第五十五条第一項の規定並びに附則第五十七条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「第二十条第四項」の下に「第二十一条第四項」四項及び「を加え、「第二十一条第四項」を削る改正規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第

の保護等に関する法律第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。)の在り方について、速やかに検討を行うものとする。

(一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律又は第四条の規定による改正前の高年齢者の雇用の安定等に関する法律(附則第七条において「旧高年齢者等雇用安定法」という。)の規定により許可を受けて、又は届出書を提出して労働者派遣事業を行っている者に対する許可の取消し若しくは事業の廃止の命令又は事業の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(派遣労働者の雇用の安定)

第一条 この法律は、この法律の施行により労働者派遣による就業ができなくなる派遣労働者その他の派遣労働者の雇用の安定を図るとともに、事業主の労働力の確保を支援するため、公共職業安定所又は職業紹介事業者(職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。)の行う職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況等を勘案し、更なる派遣労働者の保護のための方策を含め、これらの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定を踏まえつ、派遣労働者の保護を図ることの重要性にかんがみ、派遣労働者の保護を図ることの責任の在り方等派遣労働者の保護を図る観点から特に必要と認められる事項について、速やかに検討を行うものとする。

政府は、この法律の施行後、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況、高齢者の就業の実態等を勘案し、常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の在り方、物の製造の業務についての労働者派遣の在り方及び特定労働者派遣事業(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律)とあるのは「労働者派遣事業」を超えない範囲内において政令で定める日から

3 第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月一日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から



規定する当該法人の役員であつた者)又は同条第七号に規定する届出をした者(当該者が法人である場合にあつては、同条第八号に規定する当該法人の役員であつた者)について適用し、施行日前に旧法第六条第四号に規定する許可の取消し若しくは命令の処分を受けた者(当該者が法人である場合にあつては、同条第五号に規定する当該法人の役員であつた者)又は同条第六号に規定する届出をした者(当該者が法人である場合にあつては、同条第七号に規定する当該法人の役員であつた者)の当該許可の取消しについては、なお從前の例による。

遣事業を行ふ者を労働者派遣法第一条第四号による規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、労働者派遣法第十一一条第一項中「第五条第二項各号に掲げる」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十三号)第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「平成二十七年改正前法」という。)第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた」と、半効力の許可を受けている」とあるのは「平成二十七年改正前法第十六条第一項の規定により届出書

處分に違反したときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

前二項の規定による処分に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

法人的代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

(労働者派遣の期間に係る経過措置)

**第七条** 新法第三十五条の三の規定は、施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用する。

(派遣元管理台帳及び派遣先管理台帳に関する事項)

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十一条及び第三十三条の規定 公布の日  
（罰則に関する経過措置）  
**第十三条** 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(検討)  
**第十四条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第五条、第六条及び第八条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
(その他の経過措置の政令への委任)

**第五条** 附則第三条第一項の規定により労働者派遣法第五条第一項の許可を受けたものとみなされた者に対する労働者派遣法第十四条第一項の  
る経過措置)

を提出している」とするほか、必要な読替えは、政令で定める。

**第八条** 新法第三十七条第一項第八号の規定は施行日以後に新法第三十条第一項（同条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

**第三十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

規定による当該許可の取消し又は同条第二項の規定による労働者派遣事業の全部若しくは一部の停止の命令に関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を、労働者派遣事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

の規定により講じられる措置について適用する。  
新法第三十七条第一項第九号及び第四十二条  
第一項第九号の規定は、施行日以後に行われる  
教育訓練について適用する。  
(労働者派遣の役務の提供を受ける期間に関する)

**第一條** (施行期日) この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第十九条）この法律の施行の際現に労働者派遣事業を運営する者は、前項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業（旧法第二条第五号に規定する特定労働者派遣者派遣事業をいう。）を行つてゐる者は、施設行日から起算して三年を経過する日までの間（当該期間内に第四項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第十三条第一項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間）は、新法第五条第一項の規定にかかるらず、引き続きその事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

(第五号から第八号までを除く。)のいずれかに該当するとき、又は施行日前に旧法第四十八条第三項の規定による指示を受け、若しくは施行日以後に労働者派遣法第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお労働者派遣法第二十三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該労働者派遣事業の廃止を、当該労働者派遣事業(二以上の事業所を設けて当該労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの当該労働者派遣事業。以下この項において同じ。)の開始の当時旧法第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

厚生労働大臣は、第一項の規定による労働者派遣事業を行う者が施行日前に旧法(第三章第4節の規定を除く。)の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき、若

る経過措置)

**第九条** 新法第四十条の二の規定は、施行日以後に締結される労働者派遣に基づき行われる労働者派遣について適用し、施行日前に締結された労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣については、なお従前の例による。

2 新法第四十条の三の規定は、施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用する。

(罰則に関する経過措置)

**第十一条** 施行日前にした行為並びに附則第五条及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十二条** (政令への委任)

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

は、労働者派遣法第五条、第七条から第十条まで、第十一項第一項後段及び第二項から第四項まで、第十三条第二項、第十四条並びに第五十五条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、当該労働者派遣

しくは施行日以後に労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき、又は職業安定法（昭和二十一年法律第二百四十一号）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは

附 則（平成二十九年三月三一日法律第二  
七号）抄

**附 則**（平成二八年三月三一日法律第一号）抄  
この附則に規定するもののほか、この附則の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

施行期日) 条 この法律は、平成二十九年一月一日から

に第七条及び第八条の規定並びに附則第六  
条、第七条第一項、第二項、第三項、第四項

及び第三十一条中「又は第四節の規定により適用される法律」とあるのは、「第四節の規定により適用される法律又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(附則第七条第一項の規定に限る。)」と、新労働者派遣法第四十八条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(附則第七条第一項の規定に限る。)」と、新労働者派遣法第四十九条の二第一項中「第四十条の九第一項」とあるのは「第四十条の九第一項若しくは働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(附則第七条第一項)」と、労働者派遣法第四十九条の三第一項中「この法律又はこれ」とあるのは「この法律若しくは働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(附則第七条第一項)」と、労働者派遣法第四十九条の四第一項若しくは働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(附則第七条第一項)」とする。

前項の派遣先は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても、同項の規定の例により、同項の情報の提供をすることができる。この場合において、同項の規定の例によりされた情報の提供は、第二号施行日において同項の規定により行われたものとみなす。

(派遣先への通知に関する経過措置)

**第十二条** 政府は、前二項に定める事項のほか、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の規定について、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、仕事と生活の調和、労働条件の改善、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の労働者の職業生活の充実を図る観点から、改正後の各法律の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**（罰則に関する経過措置）**

**第二十九条** この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第三十条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** （令和元年六月五日法律第二四〇号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定（罰則に関する経過措置）

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第六条** この附則に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

**（検討）**

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定

の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 附 則（令和元年六月一四日法律第三十七号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

（行政庁の行為等に関する経過措置）  
第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。  
(検討) (罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(検討)

### 第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法的上の措置を講ずるものとする。

### 附 則（令和二年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

### 附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

### 附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

### 附 則（令和六年五月三一日法律第四二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第三条、第八条、第十条及び第十三条の規定 公布の日

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第一十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日

### 附 則（令和三年六月九日法律第五八号）抄

（施行期日）この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第十一条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項の改正規定並びに附則第十二条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の三の改正規定（「第二十五条第一項」を「第二十五条」に改める部分に限る。）及び附則第十四条の規定 公布の日

二 略  
(政令への委任)

三 第二条及び第五条の規定並びに附則第四条、第七条、第九条、第十一条及び第十三条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条の規定及び附則第七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日  
第三十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。